

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月25日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第25号

亀山市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

亀山市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年亀山市条例第84号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第8条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。<u>ただし、保険医療機関が受給資格者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で受給資格者の資格情報を取得し、及び閲覧することができるときは、この限りでない。</u></p>	<p>(受給資格証の提示)</p> <p>第8条 受給資格者又は保護者等は、福祉医療費及び証明書料の助成を受けようとするときは、保険医療機関において医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

